

神戸市中央卸売市場業務運営協議会

卸売市場法の改正について

平成31年1月21日

神戸市経済観光局

中央卸売市場運営本部経営課



1. 卸売市場法改正の概要

(1) 背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。**今後も食品流通の核として堅持。**
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、**卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。**
- このような観点から、**卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保**を促進。

(2) 法改正スケジュール

平成30年6月22日 改正法 公布

10月17日 政省令・基本方針 策定

平成32年6月21日 改正法 施行

(3) 卸売市場の位置付け

□ 改正後の卸売市場法【抜粋】

(目的)

第1条 この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の**公正な取引の場**として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、**その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化**を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

□ 卸売市場に関する基本方針【抜粋】

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「**卸売市場**」という。）が有する**集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等**が果たされることにより、**食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等**を供給する役割を果たすことが期待される。（略）

また、**地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。**²

(4) 卸売市場法改正のポイント(中央卸売市場関係)

	現 行	改正後
開 設 者	都道府県、人口20万人以上の市 (中央卸売市場整備計画で定められている都市のみ)	民間でも可能 (施設の規模が一定以上)
市場の開設	農林水産大臣の <u>認可</u>	農林水産大臣の <u>認定</u>
卸 売 業 者	農林水産大臣の業務許可	法律に 定義は規定 法律に 手続規定なし (必要に応じて <u>開設者が業務規程で規定</u>)
仲 卸 業 者	開設者の業務許可	法律に 定義は規定 法律に 手続規定なし (必要に応じて <u>開設者が業務規程で規定</u>)
指 導 ・ 監 督	農林水産大臣 (対象は 開設者及び卸売業者)	農林水産大臣 (対象は 開設者)
遵 守 事 項	取引ルール等 原則法律で規定	共通の取引ルール以外は、開設者が業務規程で規定 (任意)
施設整備に対する国の補助	対象費用の4/10以内	対象費用の4/10以内 (食品等流通合理化計画の認定が必要)

(5) 中央卸売市場の認定要件

業務規程(条例及び条例施行規則)関係

- ① 内容が基本方針（別添のとおり）に照らし適切であること。
- ② 内容が法令に違反しないこと。
- ③ 次の事項が定められていること。

認定要件③ - 1	項目
<p>A. 開設者が行う事項 【卸売市場の業務の方法】</p> <p>・卸、仲卸等 事業者に対する 関与（許可、登録、届出等） ・卸、仲卸等 事業者に対する 監督（指導・助言、報告検査、 是正命令、許可取消、過料 等）</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 差別的取扱いの禁止 ② 卸売の数量及び価格、予定数量の公表 ③ 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な 指導・助言等の措置 ④ 卸売業者の売買取引の方法の策定・公表 ⑤ 取引参加者の代金決済の方法の策定・公表

・せり・入札、
相対取引等

・出荷者－卸、卸－仲卸・買参、仲卸－買出人
の決済の支払期日、支払方法

B.
取引参加者の遵守事項

※取引参加者

- ・ 卸売業者
- ・ 仲卸業者
- ・ 出荷者
- ・ 卸から卸売を受ける買受人
- ・ 仲卸から販売を受ける買受人

- ・ 開場期日・時間
- ・ 商物分離
- ・ 第三者販売
- ・ 直荷引き
- ・ 自己買受け
- ・ 商品の引渡・検収
- ・ 品質管理の方法 等

- (1) 共通の取引ルール(中央卸売市場の場合)
- ① 売買取引の原則(取引参加者)
 - ・ 公平かつ効率的な売買取引
 - ② 差別的取扱いの禁止 (卸売業者)
 - ③ 売買取引の方法 (卸売業者)
(Aの④で定められた方法による)
 - ④ 売買取引条件の公表 (卸売業者)
 - ・ 営業日・営業時間、取扱品目、委託手数料・奨励金等の種類・内容・額 等
 - ⑤ 受託拒否の禁止 (卸売業者)
 - ⑥ 決済の確保
 - ・ Aの⑤で定められた方法による決済 (取引参加者)
 - ・ 事業報告書の作成等 (卸売業者)
 - ⑦ 売買取引の結果等の公表 (卸売業者)

**(2) その他の遵守事項
(卸売市場ごとに設定)**

「その他の遵守事項」とは

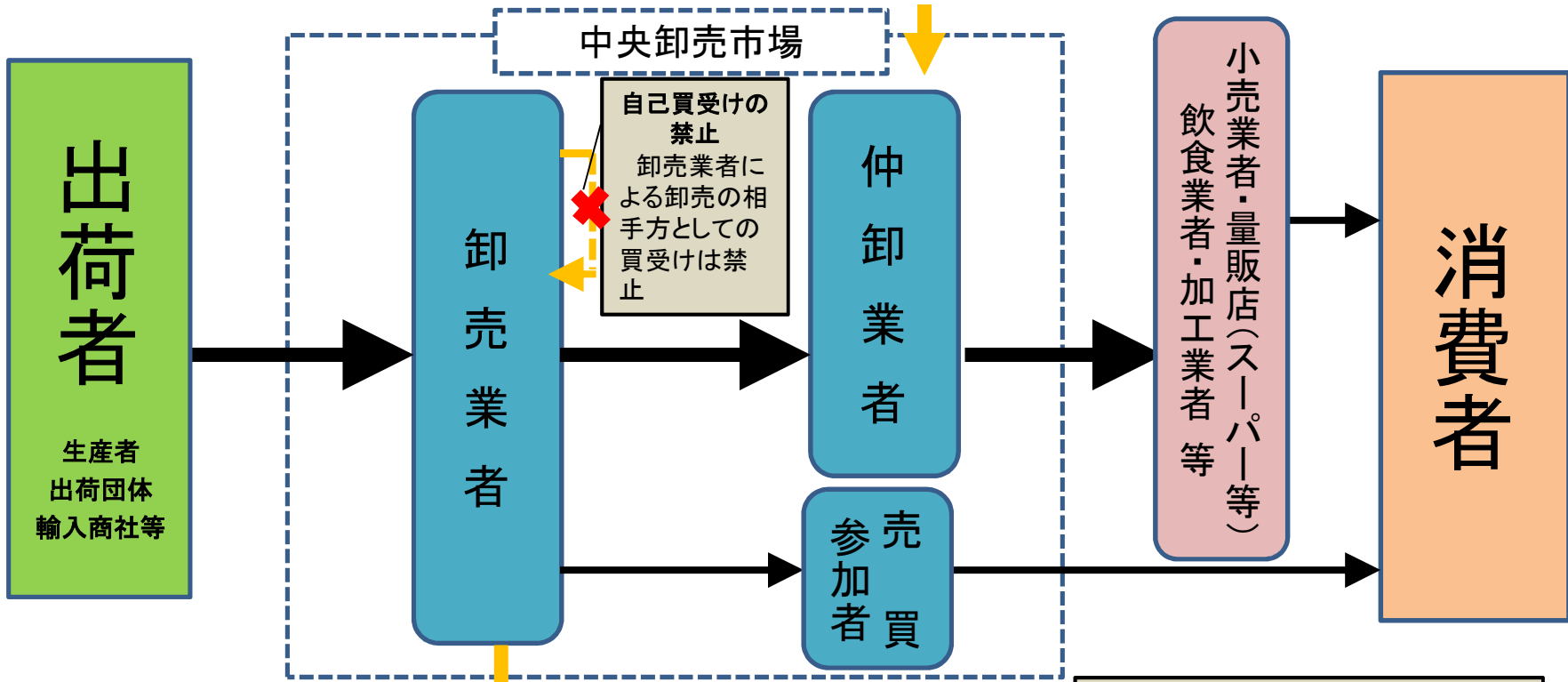
項目	現 行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商物分離 ・ 第三者販売 ・ 直荷引き ・ 自己買受け 	<p>原則禁止 (例外規定あり)</p> <p>禁止</p>	<p>法律の規定なし</p> <p>↓</p> <p><u>卸売市場ごと</u>に取引参加者の遵守事項として設定可能 (任意)</p> <p>※設定する場合には、</p> <p>①「共通の取引ルール (B. (1))」に反するものでないこと</p> <p>②<u>取引参加者の意見を聴いて</u>定められていること</p> <p>③当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていることが必要</p>
<p>・ その他 (遵守事項)</p> <p>(例)</p> <p>〔 商品の引渡・検収 品質管理の方法 卸・仲卸の市内での小売行為 など 〕</p>	<p>法律の規定あり/なし</p>	

卸売市場における主な取引ルール(現行)

差別的取扱いの禁止
卸売業者は、出荷者・仲卸業者・売買参加者に対する不当な差別的取扱いは禁止

受託拒否の禁止
卸売業者は、販売委託の申込みに対して正当な理由なく引受けを拒否することは禁止

直荷引きの原則禁止
仲卸業者が、生鮮食料品等をその市場の卸売業者以外から買い入れて販売することは原則禁止



代金決済の確保
・卸売業者は、原則、委託者に対して卸売をした日の翌日までに代金を出荷者に送付
・仲卸業者又は売買参加者は、原則卸売業者に対して買受物品の引受けと同時に代金を支払

第三者販売の原則禁止
卸売業者は、その市場の仲卸業者や売買参加者以外への販売は原則禁止

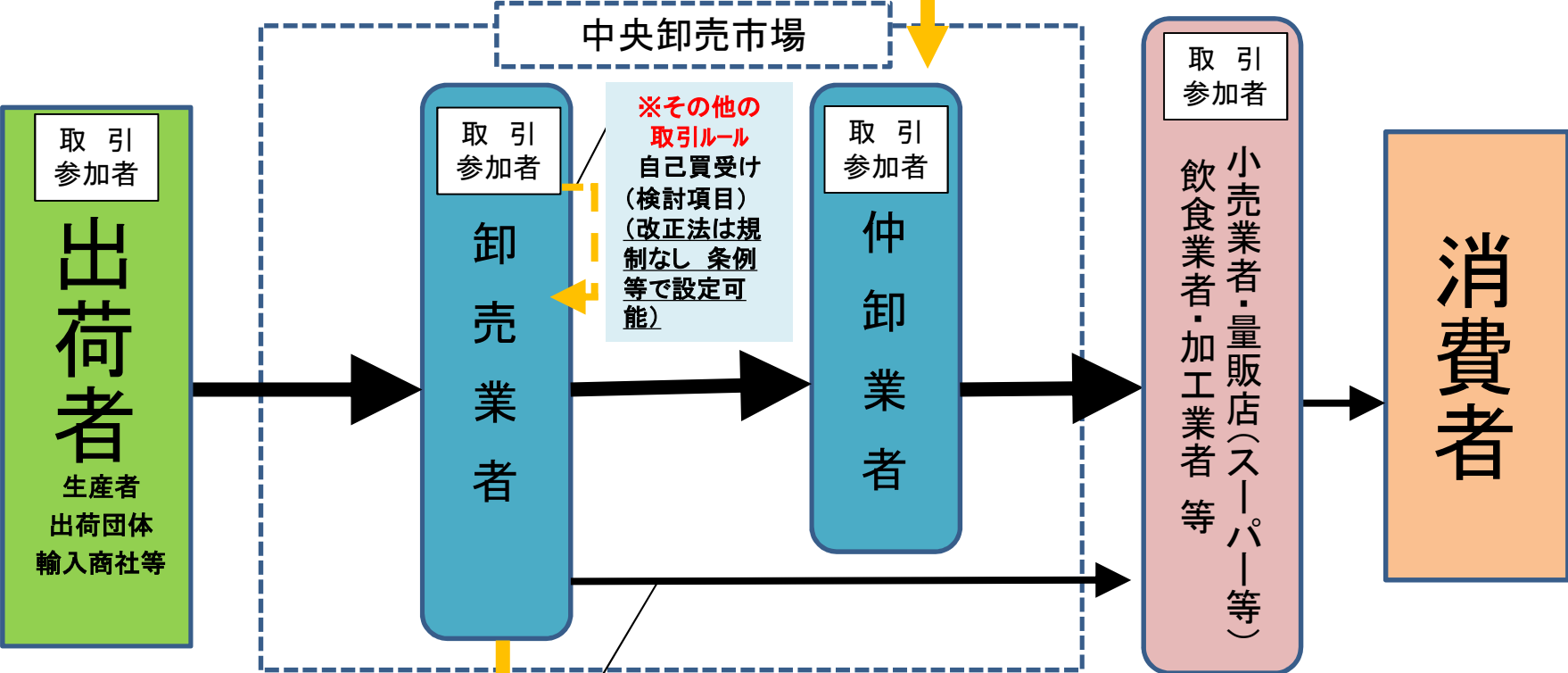
商物一致の原則
卸売業者はその市場内にある生鮮食料品等以外のものの卸売は原則禁止

卸売市場における主な取引ルール(法改正後)

差別的取扱いの禁止(共通の取引ルール)
 卸売業者は、出荷者・仲卸業者・その他の買受人に対する、不当な差別的取扱いは禁止

受託拒否の禁止(共通の取引ルール)
 卸売業者は、販売委託の申込みに対して正当な理由なく引受けを拒否することは禁止

※その他の取引ルール
直荷引き(検討項目)
 (改正法は規制なし 条例等で設定可能)



※その他の取引ルール
自己買受け(検討項目)
 (改正法は規制なし 条例等で設定可能)

代金決済の確保(共通の取引ルール)
 取引参加者は条例等に定められた方法により決済を行う

※その他の取引ルール
仲卸業者以外への販売(検討項目)
 (改正法は規制なし 条例等で設定可能)

※その他の取引ルール
商物分離(検討項目)
 (改正法は規制なし 条例等で設定可能)

(参考)卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル

1. 輸出促進

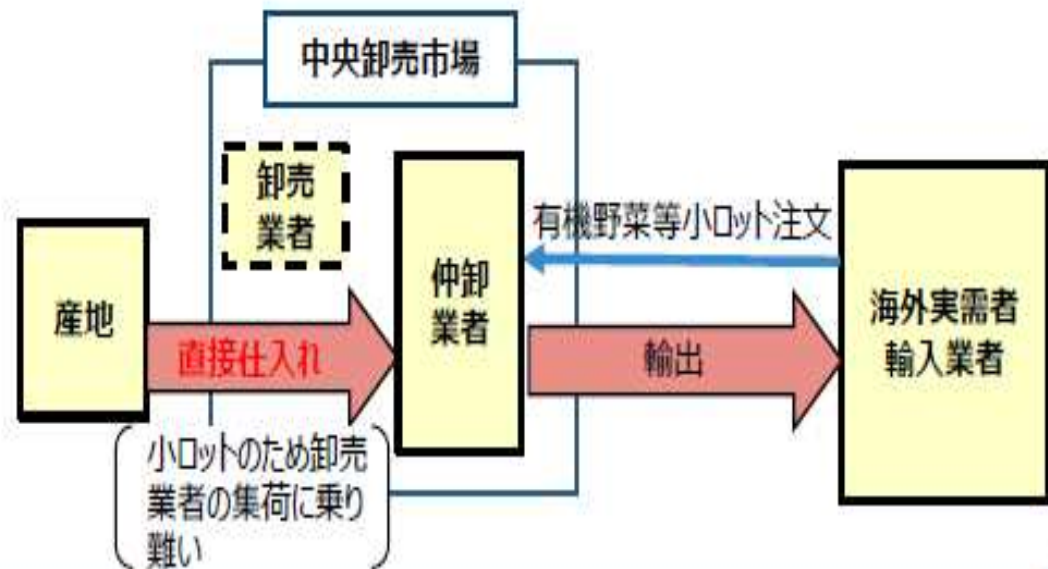
輸出のための品揃えの充実と販路拡大

- 海外市場のニーズに合った有機野菜等のこだわり農産物を、仲卸業者が産地から直接仕入れて輸出。

《現行》
仲卸業者による産地からの直接集荷
(直荷引き) は原則禁止。



《改正》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに
設定可能に。



出展: <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/index-41.pdf> (農林水産省HPより)

(参考)卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル

2. 産地直送

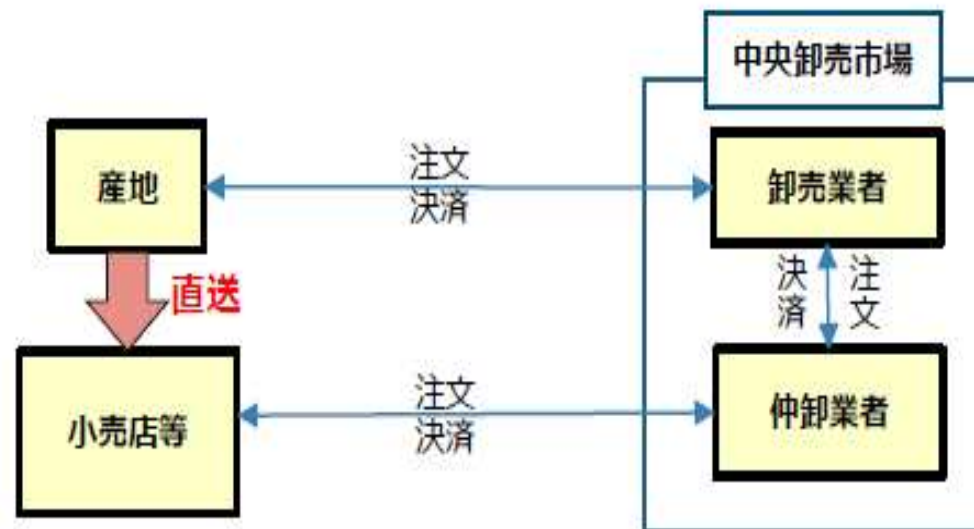
輸送時間の短縮による鮮度保持・物流の効率化

- ・ 代金決済（取引）は産地→卸売市場→小売店。農産物は産地→小売店へ直送。

《現行》
農産物は卸売市場に持ち込んで取引
すること（商物一致）が原則。



《改正》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに
設定可能に。



出展：<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/index-41.pdf> (農林水産省HPより)

2. 神戸市の対応について

(1) 現行の**業務規程（神戸市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則）**を改正法に即した内容に**改正**

〔神戸市が引き続き開設者となることで、卸売市場の高い公共性を確保し、市場機能の維持・向上を図る。〕



「**神戸市中央卸売市場業務運営協議会**」の審議結果を踏まえて条例改正案をとりまとめ神戸市議会に上程

(2) 改正後の条例等により改正法に基づき**中央卸売市場の認定申請**を行う。

〔本場・東部市場・西部市場を改正法に基づく中央卸売市場として認定申請〕

3. 審議事項について【認定要件(業務規程関係)】

A. 開設者が行う事項（卸売市場の業務の方法）

① 取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な指導・助言等の措置

- ・卸、仲卸等 事業者に対する関与（許可、登録、届出 等）
- ・卸、仲卸等 事業者に対する監督（指導・助言、報告検査、是正命令、許可取消、過料 等）

② 卸売業者の売買取引の方法

- ・せり・入札、相対取引等

③ 取引参加者の代金決済の方法

- ・出荷者一卸、卸一仲卸・買参、仲卸一買出人の決済の支払期日、支払方法



次回以降、改正法及び現行条例を踏まえた具体案を提示

B. 取引参加者の遵守事項

「**その他の遵守事項**」の設定については、卸売市場の活性化を図る観点から審議を行っていく。

項目	
<ul style="list-style-type: none">・ 商物分離・ 第三者販売・ 直荷引き・ 自己買受け <ul style="list-style-type: none">・ その他取引ルール	<p>方向性について審議</p> <p>設定が必要な事項があれば審議</p>
<ul style="list-style-type: none">・ その他 (遵守事項) <p>【例】 ・ 開場期日・時間</p> <ul style="list-style-type: none">・ 商品の引渡・検収・ 品質管理の方法 等	<p>次回以降、現行条例を踏まえた具体案を提示</p>

4. スケジュール(案)

平成31年1月21日	業務運営協議会（今回） 【卸売市場法改正について（全般）】
平成31年4月～9月	業務運営協議会（2回程度開催） 【その他の遵守事項について 等】
平成31年10月～11月	業務運営協議会（最終） 【まとめ】
平成32年2月	条例改正案市会上程
平成32年4月	国（農林水産大臣）に認定申請
平成32年6月21日	改正卸売市場法施行・改正条例施行